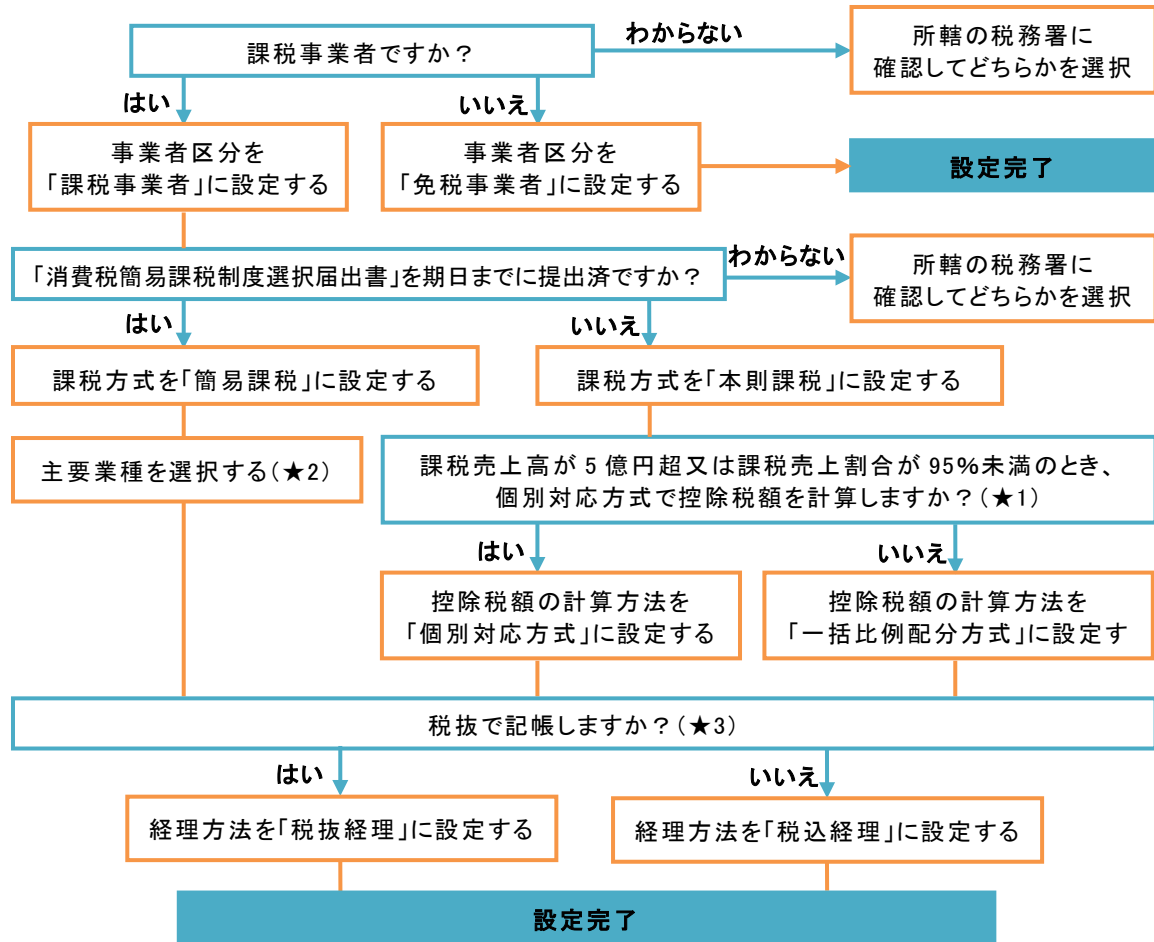


【経理規定】消費税に関する基本項目の設定方法



(★1)控除税額計算方法について

コラボの青色申告および財務会計ソフトでは、課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下ならどちらの設定であっても課税仕入等に係る消費税額は税額控除するように計算されます。課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満のとき課税仕入を課税売上に対応するものとそうでないものに区分して記帳する事業者は「個別対応方式」を、そうではなく課税売上の割合で計算する事業者は「一括比例配分方式」を選択してください。

(★2)簡易課税選択時の主要業種について

簡易課税制度の事業区分として最も多く使う事業区分を選択します。

- 第一種事業：卸売業
- 第二種事業：小売業
- 第三種事業：製造業等
- 第四種事業：その他
- 第五種事業：サービス業等
- 第六種事業：不動産等

※事業区分は最終的には取引ごとに判定して区分しなければなりません。ここで登録するのは、課税売上の取引を入力するとき最初に表示される事業区分(初期値)です。

(★3)経理方法について

税込みで11,000円を売り上げたとき、損益計算書に売上高11,000円とするのが『税込経理』、損益計算書の売上高は10,000円とし消費税分の1,000円は貸借対照表の仮受消費税等として区分して記載する方法が『税抜経理』です。どちらを選ぶかは事業者の任意です。どちらを選択しても納付する消費税額は同額になります。

消費税そのものについて詳しく知りたいときには、税務署が配布している「消費税のあらまし」というパンフレットが便利です。税務署でも入手が可能ですし、国税局のタックスアンサーからPDF形式でダウンロードもできます。